

第3節 日本の通商活動を支援する取組

経済産業省は、対外経済政策の推進体制の強化を目的として、令和6年7月に、経済協力関係課を従来の貿易経済協力局から通商政策局に移設した。これにより、通商戦略と経済協力施策を一体的に立案・実施していくための体制を整備した。

1. 貿易振興

(1) インフラ海外展開促進に向けて

① インフラ海外展開戦略

(i) 概況

拡大する世界のインフラ需要に対し、我が国の質の高いインフラ海外展開を促進することは、我が国経済成長にとって重要であるとともに、相手国の経済発展にも貢献するものである。他方、昨今は欧米企業に加え、価格競争力のある新興国企業との間で、市場競争の激化が顕著になっている。

政府では、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である経協インフラ戦略会議にて、2013年に「インフラシステム輸出戦略」を策定した。それ以降、毎年改訂を重ねながら各種政策を推進してきた。

昨今、インフラシステムの海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに、国際社会は、気候変動等の地球規模課題の深刻化、自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、世界各地での人道危機等といった複合的危機に直面している。こうした中、カントリーリスクを始めとする投資・事業環境に関するリスクやサプライチェーン途絶といった経済安全保障上のリスクが増大している。我が国企業による持続的なインフラシステムの海外展開を推進するためには、これらの課題に対する一層の対応が求められている。

(ii) 取組・成果

こうした情勢を踏まえ、2024年12月に、2030年を見据えた、従来のインフラの概念を超えた領域における今後の海外展開の方向性を示すため、経協インフラ戦略会議にて、「インフラシステム海外展開戦略 2030²¹³」が策定された。同戦略では①相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、②経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、③GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応を柱に掲げ、2030年に45兆円のインフラシステムの受注額を目指すこととしている。

② グローバルサウス戦略

(i) 概況

上記インフラシステム受注額の達成に当たっては、先進国のみならず、近年台頭が著しいグローバルサウスと呼ばれる新興国・途上国との連携強化が求められる。グローバルサウス諸国は、今後も人口増加と市場拡大が予想されることに加え、豊富な天然資源を有し

²¹³ 経協インフラ戦略会議「インフラシステム海外展開戦略 2030」、2024年12月24日、
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/keikyoku/dai58/siryoku6.pdf>

ている。また、国際場裡における存在感も増していることから、我が国にとって不可欠なパートナーである。

他方、グローバルサウス諸国は、都市化や高齢化などの社会課題に直面する国、インフラ、公衆衛生や教育に問題を抱える国、食料や医療の不足に苦しむ脆弱国、難民の発生や気候変動の影響等の問題に苦しむ国など、様々な課題を抱えている。

国際社会が歴史の転換点を迎える中で、少子高齢化を迎え、食料・鉱物資源・エネルギー等を海外からの輸入に大きく依存する我が国にとって、グローバルサウス諸国が抱える課題に寄り添いつつ、共創を通じてその活力を取り込むことが、経済発展や経済の強靱化にとって重要である。

(ii) 取組・成果

我が国企業の「勝ち筋」が見える国・分野等を踏まえて、グローバルサウス諸国の市場における地域別・国別の戦略を策定し、我が国と相手国の相互に裨益する形で、優先度に応じて戦略的かつ集中的に事業を進めていく。

他方、グローバルサウス諸国の中でも、歴史的・文化的背景や経済状況、社会課題は様々であるため、我が国としては、必要に応じて同志国と役割分担しながら、各地域及び各国の実情に応じたテーラーメイドなアプローチを検討する必要がある。

③ グローバルサウス未来志向型共創等事業

(i) 概況

先述のとおり、グローバルサウス諸国との連携強化に向けては、我が国と相手国双方に裨益するビジネスを展開していく必要がある。グローバルサウス未来志向型共創等事業では、2024年以降、相手国のニーズが高いDX・GX分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、相手国の産業育成や社会課題解決を目指すとともに、成長余力が高いグローバルサウス諸国の活力をいかした日本のイノベーション創出や、サプライチェーンの強靱化を含む経済安全保障の確保等を図ってきた。また、2025年度は、米国関税への対応として日本企業の新市場開拓の観点からも重要性が高まっている。

(ii) 取組・成果

本事業は、グローバルサウス諸国が抱える課題を解決することを通じて、国内産業活性化を目指すと共に、グローバルサウス諸国との経済連携を強化することを目的とする。具体的には、相手国のインフラ等整備計画の段階から関与するためのマスタープラン等策定事業及び実証フェーズにある事業を支援するための大型実証事業、小規模実証・FS事業のそれぞれを推進した。マスタープラン策定事業については、2024年度以降に順次採択した計64件の案件を着実に進め、一部案件は既に次フェーズに移行するなど、有望なインフラ等案件の組成に寄与した。実証支援については、大型実証事業では24件、小規模実証・FS事業は226件を2025年度中に新たに採択した。

(2) 中堅・中小企業の海外展開支援

① 概況

中堅・中小企業の海外展開は、近年ますます重要なテーマとなっている。グローバル化が進む中で、国内市場の縮小や競争の激化に直面する中堅・中小企業は、新たな成長機会を求めて海外市場への進出を模索している。それに向け、高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談など各種支援を実施している。

② 取組・成果

(i) 新規輸出1万者支援プログラム

「新規輸出1万者支援プログラム」は、経済産業省、中小企業庁、JETRO及び中小機構が一体となり、新たに輸出に挑戦する事業者を支援するためのプログラムである。

2022年12月16日に開始した本プログラムでは、登録した事業者に対して、JETROのコンシェルジュがカウンセリングを行い、事業者の海外展開の目標や準備状況から課題を整理し、中小機構、JETRO及び各支援機関の支援策を提案し、輸出の実現に向けて一気通貫の支援を実施している。

本プログラムは、2025年11月時点で全国の登録者が2.6万者を超え、うち3,900者超が輸出実現に至っている。登録事業者全体の4割程度を製造業が占め、モノの輸出、特に食品関連の輸出挑戦が中心となっているが、サービス業や小売業も1割超の登録があり、海外への店舗出店やサービス輸出に取り組む事例も存在している。

輸出先国・地域別の成約件数では、米国向けの輸出が2割を占めている。本プログラムでは、直接輸出に取り組むことが難しい中小企業・小規模事業者に対しては、国内の輸出商社や越境EC等を通じた間接輸出による海外展開のアプローチを提案している。例えば、成約件数が最も多い米国に関しては、JETROがAmazon社と連携した「JAPAN STORE」を展開するなど、中小企業・小規模事業者にとって市場開拓に挑戦しやすい環境の整備を進めている。

(3) 貿易手続のデジタル化の推進

① 概況

世界貿易額は2021年以降、3年連続で20兆ドル超を記録する²¹⁴など、世界経済の成長に大きく寄与している。その中で、貿易手続は未だに紙書類・手作業が残っており、貿易手続のデジタル化は長年にわたる課題となっている。WTO及びICC（国際商工会議所）の報告書によれば、2022年時点で、貿易文書のグローバルベースでのデジタル化率は1%未満であり、一般的な貿易取引において平均して36種類の書類と240部のコピーを複数の事業者間で取り交わす必要があると言われている²¹⁵。

また、昨今ではコロナ禍による世界的な国際物流の混乱、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢の悪化などの影響を受けて、輸送貨物の状況確認や従来の物流ルートから代替ル

²¹⁴ JETRO (2024)

²¹⁵ ICC (2022)

ートへの変更が必要となった際に、貿易データが蓄積されていないために人海戦術で個別に確認したり調査したりする対応が発生した。こうした問題への対応から、アナログな貿易手続がもたらすグローバル・サプライチェーンの脆弱性もこれまで以上に問題視されている。

このような状況下で、貿易手続のデジタル化やサプライチェーンの可視化に寄与する貿易プラットフォーム（以下、貿易PF）サービスが徐々に立ち上がりつつある一方、貿易に携わる企業の間で貿易PFの利用は未だ十分には浸透していない。現状の貿易PFを通じてデジタル化される貿易取引の割合は0.1%にも満たない状況であり²¹⁶、ユーザーの拡大が喫緊の課題となっている。

② 取組・成果

(i) 貿易手続デジタル化に向けたアクションプランの策定

2023年11月、「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会」を立ち上げ、これまでに5回の会合を開催した。荷主企業、貿易PF提供事業者、国の三者で、貿易手続のデジタル化を目指し、貿易PFの活用に向けた各者の取組状況や抱えている課題等について継続して議論を行っている。検討会での議論を通じて、企業から挙げられた課題や国に対する要望を踏まえ、関係省庁と連携して「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン²¹⁷」を策定し、2024年6月に発表した。

以降、策定したアクションプランに基づき、未だに紙で扱われている貿易文書・手続のデジタル化や、貿易PFの導入支援・促進等に取り組んでいる。2025年6月には荷主事業者、物流事業者、貿易プラットフォーム事業者、政府の四者で貿易PFの利活用を通じた貿易手続デジタル化に向けた取組状況や課題について議論するための「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた官民合同検討会」を開催した。

(ii) 貿易プラットフォーム活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金

貿易業務に携わる日本企業の貿易PF導入を促進するべく、企業による貿易PFの実証利用や、自社の社内システムと貿易PFの接続にかかる費用、並びに貿易PF間の連携にかかる費用の補助を行った。

(iii) 国際標準に準拠した貿易データ連携の促進

貿易分野の国際標準を定める国連CEFACT（貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター）に対して、2023年度から、日本企業が実務上使用しているデータ項目を国際標準に追加する働きかけを継続して支援し、2024年度には、インボイスや信用状など、貿易手続で取り交わされる主たる貿易文書を対象に、データ項目の国際標準への追加を要請した。

アクションプランを策定したことによって、関係省庁が連携して貿易手続のデジタル化に取り組む動きが強まり、これまでに紙で取り交わされていた貿易文書のデジタル化が着

²¹⁶ 経済産業省「貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会 中間報告書」、2024年3月、
https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/pdf/20240329_1.pdf。

²¹⁷ 経済産業省「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/digital_trade_platform/20240625_report.html（2024年6月26日最終更新）。

実に進みつつある。また、貿易PFの導入促進の面においても、補助金事業を通じて、貿易PFの実証利用10件、自社の社内システムと貿易PFの接続19件、貿易PF間の連携4件の支援を行った。

国際標準については、インボイス及び信用状において、日本からのデータ項目の追加要望が反映され、その他の貿易文書についても、2025年12月に追加要望が反映された。

(4) 国際仲裁の活性化

① 概況

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる紛争について、一方当事者国の国内裁判所による「裁判」ではなく、当事者が選択に関与できる「仲裁人」と呼ばれる第三者の判断により、紛争解決を図る手続である。国際仲裁には以下のような特徴がある。

(国際仲裁の特徴)

- ・ **迅速な紛争解決**

一審制で上訴がないので、いつ最終判断が下されるのか予測しやすい。

- ・ **秘密保持**

原則として、手続は非公開で、企業秘密が保たれる。

- ・ **専門的で公平な判断**

事案に即してその分野の専門性を有する第三者を仲裁人に選べる。

- ・ **柔軟な手続**

使用言語を含め、当事者のニーズに対応した効率的な手続を当事者自身が決めることができる。

- ・ **仲裁判断の国際的な効力**

「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)等の諸条約により、外国における執行が容易である。

上記の特徴から、国際仲裁は、国際商取引上の紛争解決手法として、グローバルスタンダードとなっており、世界的に利用が進んでいる。他方、現在、我が国内における国際仲裁については、他の国際仲裁の振興に積極的に取り組んでいる国々と比べて利用が進んでいないとの指摘もあり、日本企業の海外進出・対日投資の呼び込み等を推進するためにも、引き続き、我が国における国際仲裁の活性化を行う必要がある。

こうした状況の中、日本における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、政府は、2024年5月に関係府省連絡会議において「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策(令和6年指針)」を策定した。本指針では、国際仲裁の認知度及び仲裁機関の国際的評価向上、人材育成等について、関係機関や関係団体と協力・連携しながら国際仲裁の活性化に取り組むことが掲げられている。

② 取組・成果

経済産業省では、本指針を踏まえ、①法務省、日本商事仲裁協会(以下、JCAA)、経済団体等と連携し、業界団体向けの啓発・広報ウェビナーの継続・強化、②政府や関係団体等が作成するモデル契約書への仲裁条項明記に向けた働きかけ、③JCAAの認知度向上等、中小企業を含む我が国企業の仲裁活用の促進に向けた取組を実施している。

また、本指針に基づく施策の一環として、法務省、日本仲裁人協会（JAA）、JCAA、日本弁護士連合会と連携して、2025年11月25日～29日までの間、「日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）」を開催した。世界各国から多数の仲裁実務家及び企業関係者等の参加があり、同期間中には、仲裁・調停を利用することによるメリットや、日本における仲裁の強みについてのパネルディスカッション、国内ユーザー向けのセッション等が行われた。

引き続き、法務省を始めとする関係府省や関係団体、経済団体、さらにはJETROや中小機構等とも連携して、日本における国際仲裁の活性化に向けた取組を推進していく。

2. 通商金融

(1) 貿易保険を通じた貢献

① 概要

貿易保険は、日本企業の対外取引（輸出、投資、融資等）に関して、通常の保険によって救済することができないリスクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常危険」（戦争、内乱、外貨送金停止等の相手国政府のリスク）と「信用危険」（プロジェクトの破綻等の相手企業のリスク）を引き受ける。貿易保険業務については、各国とも国の事業として実施・強化しており、我が国においては、貿易保険法に基づく特殊会社として、株式会社日本貿易保険（NEXI）が保険業務を実施している。

② 2024年度の引受状況

ロシアによるウクライナ侵略の長期化、緊迫する中東情勢、新興国・途上国の債務問題の深刻化等の地政学リスクの高まりも受け、2024年度のNEXIの保険引受実績（フローベース）は、約7.6兆円となった。また、2024年度末の保険責任残高（ストックベース）は約15.5兆円となり、引受実績・責任残高ともに2017年の株式会社化以降、3番目となった²¹⁸。

③ 貿易保険の機能強化

NEXIでは、「インフラシステム海外展開戦略」等の政府方針等を踏まえ、新たな保険商品の提供や機能強化を積極的に実施している。2020年12月には、カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成への貢献等の重点分野について、積極的な案件形成を支援するため、「LEAD（Leading Technologies & Businesses, Environment & Energy, Alliance, Development）イニシアティブ」を創設した。LEADイニシアティブの対象となる案件は既に複数組成されており、2025年度の引受実績としては、サウジアラビア王国及びケニア共和国の政府向け融資を対象とした海外事業資金貸付保険の引受が挙げられる。これらの案件は、サウジアラビアにおける水・電力分野への貢献、ケニアにおける自動車産業の育成や電力ロスの低減等に資するものであり、政府向け融資を通じてグローバルサウス諸国

²¹⁸ 株式会社日本貿易保険「日本貿易保険年次報告書2024」、

<https://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/annual2024-j.pdf>（2026年3月16日閲覧）。

との連携強化を図る取組である。また、このほか、ウズベキスタンにおける太陽光発電・蓄電池併設プロジェクトや、バングラデシュ企業向け融資に対する保険引受も、同年度の実績として挙げられる。

④ 中堅・中小企業への支援強化

NEXIは、2005年に中小企業支援の取組として、通常商品と比較して低廉な保険料で利用可能な「中小企業輸出代金保険（現在の「中小企業・農林水産業輸出代金保険」）」を創設した。

その後、2011年には、貿易保険の普及と利用促進のため、中小企業を顧客とする全国の地方銀行・信用銀行との間で、「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」を開始した。提携金融機関からの紹介により中小企業・農林水産業輸出代金保険を利用した場合、保険料が10%割引になる優遇措置を開始した（2024年10月時点で、全国の提携機関数は112機関）。また、2022年には、海外展開に取り組む中小企業への支援強化のため、中小機構、日本政策金融公庫との協力により「海外ビジネス支援パッケージ」を構築した。関係機関との連携・分担により、中堅・中小企業の課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチング支援や金融支援まで、一体となって支援することが可能となった（2024年にはJETROも参画）。

さらにNEXIは、2024年9月に産業競争力強化法改正で新たに「中堅企業者」が定義され、また、2025年2月に「中堅企業成長ビジョン」が発表されたことを受け、2025年4月、中堅企業向けの支援強化として新たに「貿易保険中堅企業支援パッケージ（U2000）」の提供を開始した。これにより、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の中堅企業への適用拡大、バイヤー格付取得に係る費用の無料措置の提供を行い、中堅企業向けの支援にも積極的に取り組んでいる。なお、2025年度に、福井県の中堅企業が中華人民共和国向けに行う樹脂製品の輸出に「中小企業・農林水産業輸出代金保険」を利用する、第一号案件の引受も行った。

(2) 日米政府の戦略的投資イニシアティブの着実な履行

上述の戦略的イニシアティブの着実な履行に向け、民間金融機関の融資のリスクをカバーするNEXIの財政基盤の強化を行うべく、令和7年度補正予算でNEXIに1,000億円の出資を行うとともに、令和8年度当初予算案においてNEXIに対する1.78兆円の交付国債の措置が盛り込まれた。また、この交付国債の措置を始めとする改正事項を含む「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」を2026年3月6日に閣議決定した。

3. 技術・人材協力

(1) はじめに

我が国では、技術・人材協力政策として、1950年以来、発展途上国の技術水準の向上と我が国企業の海外展開促進に資する環境整備のため、発展途上国へ我が国の技術や技能、知識を移転する技術協力や、社会・経済の開発の担い手となる人材の育成を支援する人材協力を行ってきた。その技術・人材協力政策は、世界における我が国の相対的な地位の変

化や、グローバル化といった外部環境の変化等にしがって浮かび上がる課題に対応すべく、その内実を変化させてきた。

本項では、我が国を取り巻く環境の変化とそれに伴う課題、その対応策としての技術・人材協力政策、そして高度外国人材獲得政策について見ていく。

(2) 概観

戦後日本の技術・人材協力の歴史は、1950年代に溯る。日本が高度経済成長を遂げていく中で、政府開発援助(ODA)による技術協力プロジェクトを進める一方、通商産業省(現:経済産業省)では日本企業の現地進出を後押しするため、企業による現地の人材育成を支援した。具体的な支援対象は、現地工場のライン長クラスなど工場運営に必要な現地人材を日本に招いての基礎知識の研修等の実施や、日本人専門家を現地工場に派遣する技術指導である。

こうした日本企業の海外進出が加速したのは1980年代後半である。1980年代前半に輸出を中心に大きく伸びた製造業は、プラザ合意に端を発する大幅な円高を契機に、海外における現地生産に積極的に乗り出すようになった。近年では、少子高齢化や人口減少、それによる国内市場の伸びの頭打ちが意識される一方、アジアを始めとするグローバルサウス諸国市場の伸長を背景に、海外市場に活路を見出す日本企業が増加してきた。こうした企業の海外進出に際して、現地拠点の整備や現地の法規制への対応が日本企業にとっての障壁となることがある。

また、近年では、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等を背景に、企業においてもサプライチェーン上の特定の国に過度に依存するリスクについての意識が高まっており、経済安全保障の観点からも政府による支援が求められている。

(3) 目標と現状・課題

上述の状況を踏まえると、我が国としては、海外市場の獲得を通じてその成長の活力を取り込みつつ、経済安全保障の確保を目指してサプライチェーンを強靱化させていく取組が求められる。

グローバルサウス諸国を始めとする海外市場の獲得に向けては、日本企業の海外進出や輸出を支援していく必要がある。特に、企業の海外進出については大きく、海外に拠点を設置するフェーズと、その拠点でビジネスを継続するフェーズに分けられるが、両フェーズに共通する課題として、現地におけるパートナー探しや現地事業を担う人材の不足のほか、企業にとってビジネス上の障壁となる現地の法規制が挙げられる。

輸出拡大に際して日本企業が抱える課題としては、言語や文化の壁等が要因となって輸出先市場において円滑に営業や交渉、マーケティングが出来ていないことや、市場に関する情報や現地の商慣行等に関する情報の不足等が挙げられる。

サプライチェーンの強靱化に向けては、拠点・取引先の確保やそれらの切り替えに係るコストの克服等が課題として立ち上がるため、企業の新たな拠点の設置・取引先の開拓に向けた取組を後押しする必要がある。

(4) 我が国の取組

このように、海外市場の獲得とサプライチェーンの強靱化の実現の前には様々な困難が存在している。経済産業省は、長期的に相手国に裨益する協力関係を築きながら、現地での持続可能なビジネス環境を整備するため、技術・人材協力の観点からもそうした困難に対処しようとしている。

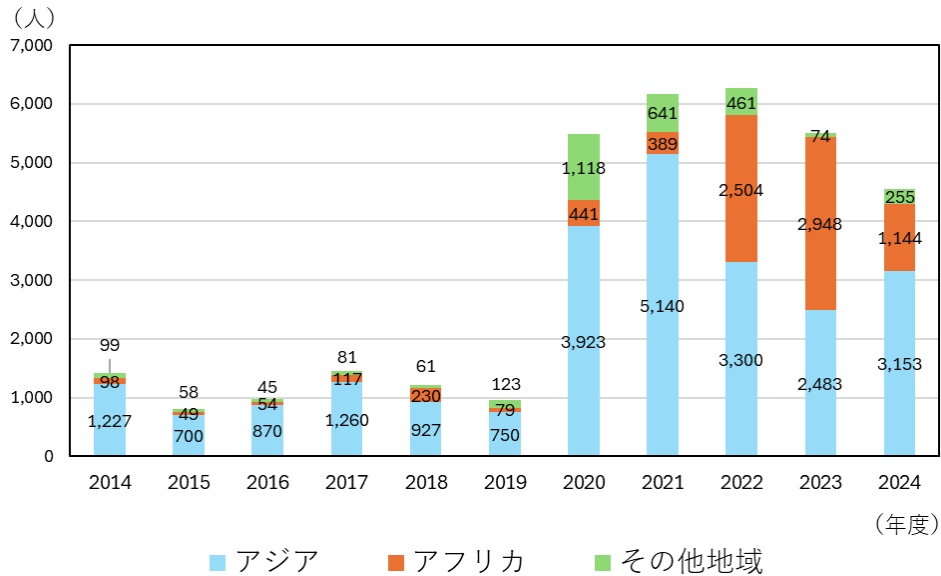
① 現地事業を担う人材育成の支援

海外に拠点を設置する際、そして拠点を運営していく際に企業が直面する課題である、現地における人材育成については、研修・専門家派遣・寄附講座開設事業を通じて支援を行っている。主に現地拠点を運営する人材の育成を目的に、現地の日系民間企業等の技術者や管理者に対して研修を実施するほか、現地の大学への寄附講座の開設を支援する。具体的には、まず、現地で管理監督、指導的な職務にある外国人材を日本に受入れ、日本の企業文化等の座学研修や企業での実務研修を実施する受入れ研修がある。また、日本法人の指導的立場にある者を専門家として現地に派遣し、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）による技術指導を実施する専門家派遣がある。そして、グローバルサウス諸国の大学等の在学生、若しくは日本の大学等に在籍するグローバルサウス諸国からの留学生を対象に、企業の事業活動や産業の発展の要となる技術分野に関する、寄附講座の開設支援を行っている。2025年度までに累計247,146人に対して受入れ研修を行い、5,860人の専門家を派遣し、また寄附講座²¹⁹では5,100人を集めた（第3-1-3-1図）、（第3-1-3-2図）、（第3-1-3-3図）。2025年度は、新たに1,387人に研修を行い、30名を派遣、また2,453人を対象に講座を開設した。近年では、本事業を活用して、ベトナムの半導体産業発展政策に合致した人材の創出と日越間の産業連携強化を図るため、現地人材を日本に招聘し、製造現場における装置操作、歩留り改善、品質・安全管理、日本式改善手法を体系的に学ばせる研修を実施し、半導体製造の量産現場に必要な人材を育成している。

また、日本の地方の中小企業における外国人エンジニア人材の獲得を支援すべく、インド現地の複数の工科大学で、設計・解析、IoT・組み込み技術、AI等について基礎から応用まで体系的に学ぶ実践的な講座の開設を支援し、43名の受講学生が日本企業への採用の計画につながっている。

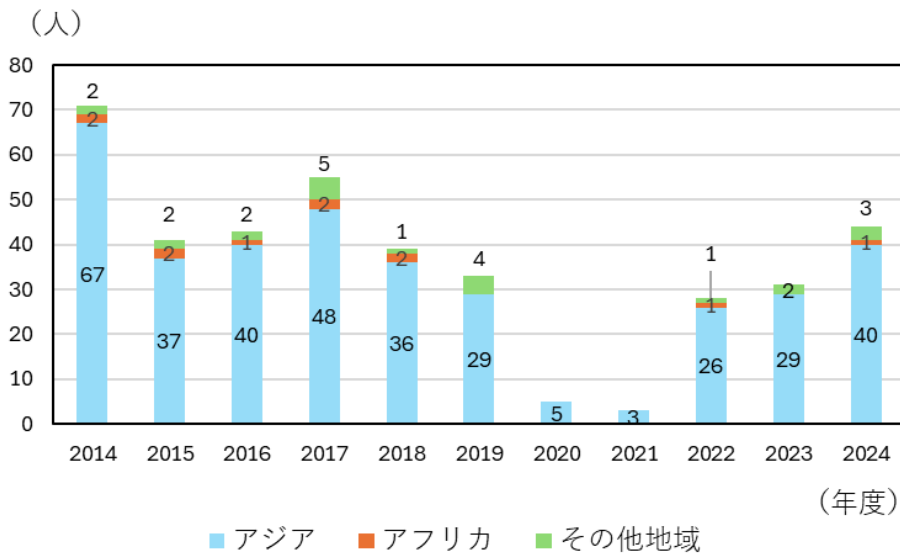
²¹⁹ 現在の形を取る寄附講座は2020年度より開始。

第3-1-3-1 図 地域別 研修・寄附講座 指導対象者数



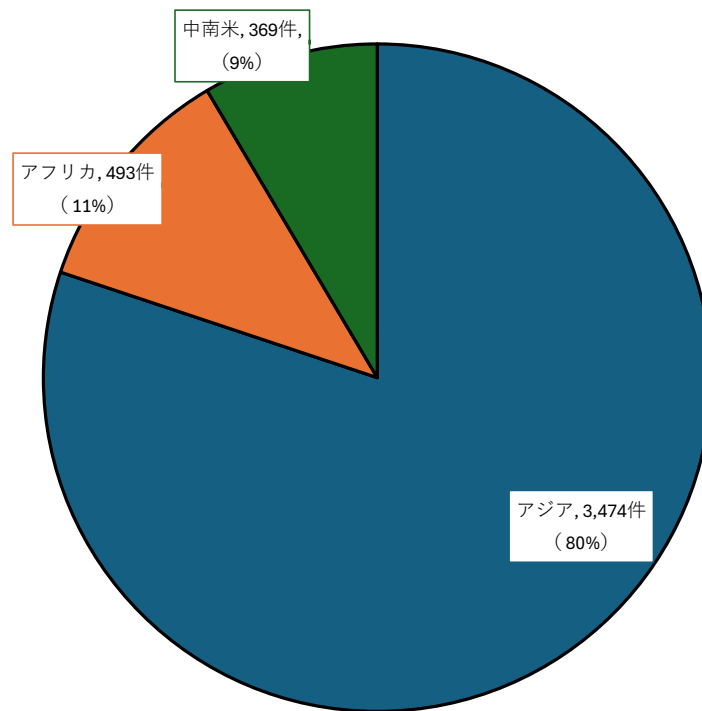
備考：2020年度よりオンラインでの研修を開始。また、本グラフにおける「その他地域」には、中南米・中東・大洋州地域が含まれる。なお、地域と国の対応は外務省分類に準拠する。以下のグラフにおける地域と国の対応も同様。
資料：一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS）から引用作成。

第3-1-3-2 図 地域別 専門家派遣人数



資料：AOTSから引用作成。

第3-1-3-3 図 地域別 研修・専門家派遣・寄附講座 件数割合

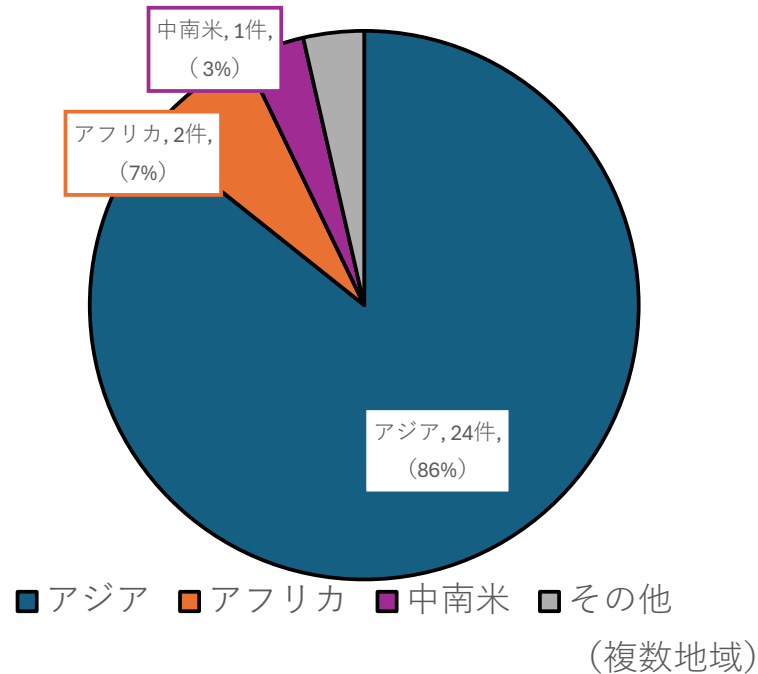


資料：AOTS から引用作成。

② 障壁となる現地の法規制の改善

企業が現地でビジネスを実施していく際の障壁となり得る、規制や基準・規格の未整備に対しては、制度・事業環境整備事業を用意している。この事業では、主にグローバルサウス諸国の政府・経済界の有力者を対象に、日本の製品の技術力や法制度の考え方について、専門家が指導や啓発を行うことで、日本企業の参入障壁となっている現地の制度改正や参入を促進する資格制度の導入などにつなげることを目的としている。2025年度は、28件を実施した。例えば、マレーシアでは、我が国メーカーに優位性のある小型貫流ボイラーの普及に向け、製品に即した形での現地法令等の規制緩和を目指して現地政府関係者に対して研修を行った（第3-1-3-4 図）。

第3-1-3-4 図 制度・整備事業地域別案件数（2025年度）



資料：AOTS から引用作成。

③ 国際競争力強化に向けた高度外国人材の受入れ・定着支援

日本企業の国際競争力の強化のためには、現地事情に精通し、言語力や日本人と異なるバックグラウンドをいかして営業や交渉、マーケティング等を担う高度外国人材活躍が有効である。また、高度外国人材の有するスキルを活用したイノベーションの創出や組織の活性化を通じた企業成長への効果等も期待されている。

経済産業省では、高度外国人材活躍に向けた事業を実施している（第3-1-3-5 図）。2025年度は、企業における高度外国人材の活躍環境整備の後押しや、海外展開等に取り組む体制の強化を目指し、国際化促進インターンシップ事業を行い、中堅・中小企業に対して、101名のグローバルサウス諸国の大学の学生等を受け入れた。また、グローバルサウス諸国の中でも特にIT・AI人材の掘り起こしや、日本企業における当該人材の雇用ルートの多角化を目指し、高度外国人材受入れ拡大に向けたインターンシップ・ジョブフェア等調査事業を実施した。IT・AI分野を学ぶ学生等を対象にコーディング・コンテストを開催し、コンテストを通過した50名を31社の日本企業へインターンとして受け入れた。併せて、日本企業の海外直接採用を後押しするために、モンゴル及びインドネシア現地にて海外大学交流会とジョブフェアを開催し、延べ40社の日本企業が出展、約1,550名の学生等を集めた。

日本貿易振興機構（JETRO）を通じた高度外国人材活躍支援の一環として、高度外国人材活躍プラットフォームを設置し、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のため、

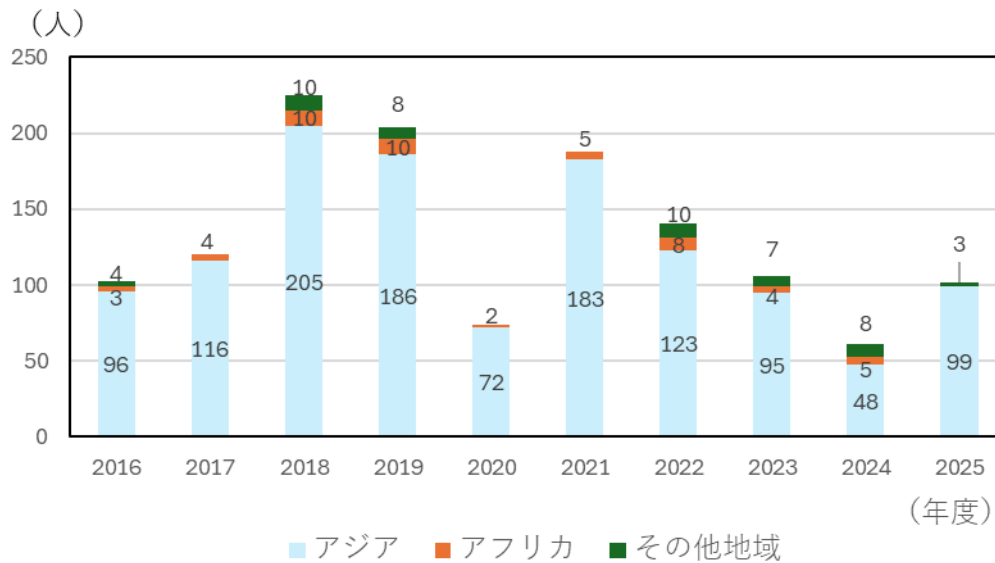
ポータルサイトを通じて企業及び高度外国人材双方に向けた各種情報を発信している。また、高度外国人材に関心を持つ企業約380社に対して、専任コーディネーターによる伴走型支援を提供し、高度外国人材の採用から定着までを一貫して支援した。

日本企業が高度外国人材を海外から直接採用するため、JETRO 海外事務所を通じて、海外大学との連携を実施し、ベトナム、インド、インドネシア等5か国約10の海外大学等を日本企業に紹介するセミナーや、海外大学でのジョブフェアを開催した。加えて、インド、南西アジア地域の96大学情報をまとめた海外大学ディレクトリーを公表した。さらに、ディレクトリーに掲載された大学と日本企業との交流・関係強化を促進するため、コネクションデスクを設置し、当該大学との連携について企業等に対して約30件の支援を行った。

また、現在、高度外国人材の多くが、当初は留学生として来日しており、高度外国人材の国内就業の主要なルートとなっている。地域の実情に応じて、外国人留学生の地元企業への定着・地域企業への高度外国人材採用・定着等を支援するため、全国6地域にある、JETRO、経済団体、大学、地方公共団体等による「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を組織し、産学官連携による留学生とのセミナー・交流会を実施した。

他方で、高度外国人材の採用・定着においては、日本語スキルが課題となることが多い。日本企業は一律に高い日本語スキルを求める傾向にある一方で、実務で必要となる日本語は業種・職種により異なる。このため、本来は業務に即した日本語能力があれば足りる場合であっても、高度外国人材に対して高い水準の日本語能力が求められることがあり、これが高度外国人材活躍の阻害要因になっている。そこで、日本語教育の専門家と業界団体・企業が一体となり、業務実態に即した日本語教育プログラムを作成するモデル事業を実施する。本事業を通じて、企業における高度外国人材への日本語教育への投資を促進し、受入れ環境を整備していく。

第3-1-3-5 図 国際化促進インターンシップ 地域別インターン受入れ人数



備考：本グラフにおける「その他地域」には中東・中南米・欧州地域が含まれる。
資料：株式会社パソナ、フォースパレー・コンシェルジュ株式会社から引用作成。

④ 海外市場獲得に向けたその他政策

経済産業省では、炭素中立への対応や、グローバルサウス諸国に展開する際のマッチング等への支援を行っている。

アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業では、アジアにおいて、日系企業の現地工場での省エネ化によるCO₂削減を実現すべく、国内工場への受入れ研修や現地工場への専門家派遣に伴う人材育成に係る費用を補助するほか、アジアにおける脱炭素化に向けた現地セミナー開催や現地企業の経営層の招聘を通して、日本の炭素中立技術の普及を支援している。

社会課題解決型国際共同開発事業では、アフリカ諸国や南西アジア等において、現地の企業・大学・NGO等のパートナーと共同で、社会課題の解決につながる製品・サービスの開発や実証等に取り組む際の経費の一部補助を行うほか、現地調査支援や、現地ネットワーク確立支援等の伴走支援を実施してきた。なお本事業は、令和7年度で終了している。

また、UNIDOを通じて、日本企業のアフリカ進出支援を目的とした現地アドバイザーの配置や、グローバルサウス諸国の投資誘致担当官の招聘を通じた、セミナー・商談会開催によるマッチング・ネットワーキングの促進、さらにグローバルサウス諸国の持続的な産業開発に資する日本企業の優れた技術のプロモーションやビジネスマッチングを行う「サステナブル技術普及プラットフォーム (STePP)」の運営を通して、日本企業の海外への投資や技術移転を促進している。そして、さらなる支援として、「日本アフリカ協働ビジネス促進に向けたキャパシティビルディング事業」を展開する。この事業では日本とアフリカ企業のビジネスパートナーを見つけるためのビジネスマッチングを開催し、マッチングが成立したアフリカ企業の人材育成を通じて、日本とアフリカ企業の協業、その先の事業化を推進していく。